

議案第1号

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,285,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,391,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第1号)

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		32,468,870	1,502,807	33,971,677
	1 国庫負担金	24,288,056	278,983	24,567,039
	2 国庫補助金	2,861,247	384,538	3,245,785
	3 国庫交付金	5,306,664	837,286	6,143,950
	4 国庫委託金	12,903	2,000	14,903
16 県支出金		11,273,293	5,260	11,278,553
	2 県補助金	2,379,252	1,500	2,380,752
	3 県交付金	694,092	3,760	697,852
19 繰入金		1,837,597	462,592	2,300,189
	1 基金繰入金	1,693,229	462,592	2,155,821
21 諸収入		2,917,635	10,372	2,928,007
	7 雑入	1,095,855	10,372	1,106,227
22 市債		8,029,300	304,700	8,334,000
	1 市債	8,029,300	304,700	8,334,000
歳入合計		144,105,428	2,285,731	146,391,159

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,929,306	12,615	11,941,921
	1 総務管理費	7,358,523	58,613	7,417,136
	3 市民生活費	560,932	4,700	565,632
	4 戸籍住民基本台帳費	658,907	9,607	668,514
	5 選挙費	461,246	26,695	487,941
	7 文化スポーツ費	1,116,029	△87,000	1,029,029
	3 民生費		70,349,019	798,149
1 社会福祉費		28,417,493	259,217	28,676,710
3 児童福祉費		19,809,436	538,932	20,348,368
4 衛生費		9,857,173	494,190	10,351,363
	1 保健衛生費	5,216,195	494,190	5,710,385
5 農林水産業費		1,119,669	1,500	1,121,169
	1 農業費	785,889	1,500	787,389
6 商工費		3,839,767	197,426	4,037,193
	1 商工費	2,901,397	162,519	3,063,916
	2 観光費	938,370	34,907	973,277
7 土木費		8,408,273	775,070	9,183,343
	2 道路橋梁費	2,808,682	210,270	3,018,952
	4 都市計画費	707,720	10,200	717,920
	5 都市計画道路費	775,914	515,700	1,291,614
	6 公園費	391,151	38,900	430,051
	8 消防費	4,639,552	3,400	4,642,952
9 教育費		8,589,730	3,381	8,593,111
	6 社会教育費	2,025,592	3,381	2,028,973
歳出合計		144,105,428	2,285,731	146,391,159

第2表

債務負担行為補正

1 変更

(単位 千円)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
つつじが丘総合公園整備事業	令和5年度 ～ 令和7年度	407,037	令和5年度 ～ 令和7年度	494,037
合計		407,037		494,037

第3表

地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光基盤整備事業	17,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	17,200			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スカイタウンつつじが丘テニスコート周辺整備事業	78,300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	39,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
道路施設改善事業	147,100	〃	〃	〃	157,200	〃	〃	〃
地方道整備事業	707,400	〃	〃	〃	791,800	〃	〃	〃
街路事業	373,800	〃	〃	〃	606,000	〃	〃	〃
計	8,029,300				8,316,800			

議案第2号

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,737,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第1号)

(単位 千円)

歳入		補正前の額	補正額	計
4	市債	-	5,700	5,700
	1 市債	-	5,700	5,700
歳入合計		1,732,092	5,700	1,737,792

歳出

(単位 千円)

歳出		補正前の額	補正額	計
2	道路駐車場管理費	104,678	5,700	110,378
	1 道路駐車場管理費	104,678	5,700	110,378
歳出合計		1,732,092	5,700	1,737,792

第2表

地方債補正

(単位 千円)

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路駐車場整備事業	5,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	5,700			

議案第3号

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第4号

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例の一部を
改正する条例

和歌山市小児慢性特定疾病児童等に係る日常生活用具の給付に関する条例（平成28年条例第
18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療費支給認定保護者（以下単に「医療費支給認定保護者」を「医療費支給認定保
護者又は同項に規定する医療費支給認定患者（以下「保護者又は成年患者」に、「医療費支給認
定保護者が」を「保護者又は成年患者が」に改める。

第2条第1項及び第3条第3項から第5項までの規定中「医療費支給認定保護者」を「保護者
又は成年患者」に改める。

第4条第1項第1号中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改め、同項第2
号中「医療費支給認定保護者」を「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の生計を維持
する者（以下「生計維持者」という。）のうち、扶養義務者として日常生活用具の給付に要する
費用の一部を負担するもの（以下「費用負担者」という。）」に改める。

第5条中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改める。

第6条第1項中「前条に規定する医療費支給認定保護者は、日常生活用具の給付に要する費用
の一部を同条」を「費用負担者は、第4条第1項第2号に規定する費用の一部を前条」に改め、
同条第2項各号列記以外の部分及び同項第1号ア及びイ以外の部分中「医療費支給認定保護者」
を「費用負担者」に改め、同号ア中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に、「
小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者」に改め、同項第2号中「医療費
支給認定保護者」を「費用負担者」に改め、同号イ中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持す
る者」を「生計維持者」に改める。

第7条第1項中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者のうちどれ
かのもの」に、「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改め、同条第2項中「小児慢性特
定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者」に、「医療費支給認定保護者」を「費用負
担者」に改め、同条第3項中「医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改める。

第8条第1項中「医療費支給認定保護者」を「保護者又は成年患者」に改め、同条第2項中「
医療費支給認定保護者」を「費用負担者」に改める。

別表第2中「小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者」を「生計維持者」に改め、同表備
考に次のように加える。

3 生計維持者のうちに扶養義務者がいない場合は、市町村民税が課されている医療費支給認
定に係る小児慢性特定疾病児童等が第4条第1項第2号に規定する費用の一部を負担する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市特別償却設備に係る固定資産税の免除に関する条例(平成27年条例第54号)の一
部を次のように改正する。

第3条中「2年」を「3年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設され
る設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例に
よる。

議案第6号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項第1号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「等」を加え、同号ウ及びエ
中「を増築し、又は改築しようとする場合」を「の場合であって、新築しようとするとき以外の
とき」に改め、同項第2号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「等」を加え、同項第3号中「
譲受人が」を「譲受人を」に改め、「決定したとき」の次に「又は当該計画に基づく建築に係る
区分所有住宅の管理者等が選任されたとき」を加え、同項第4号中「認定計画実施者」を「長期
優良住宅建築等計画等の認定を受けた者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第19条の3第1項第3号及び第
4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申
請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例
による。

議案第7号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

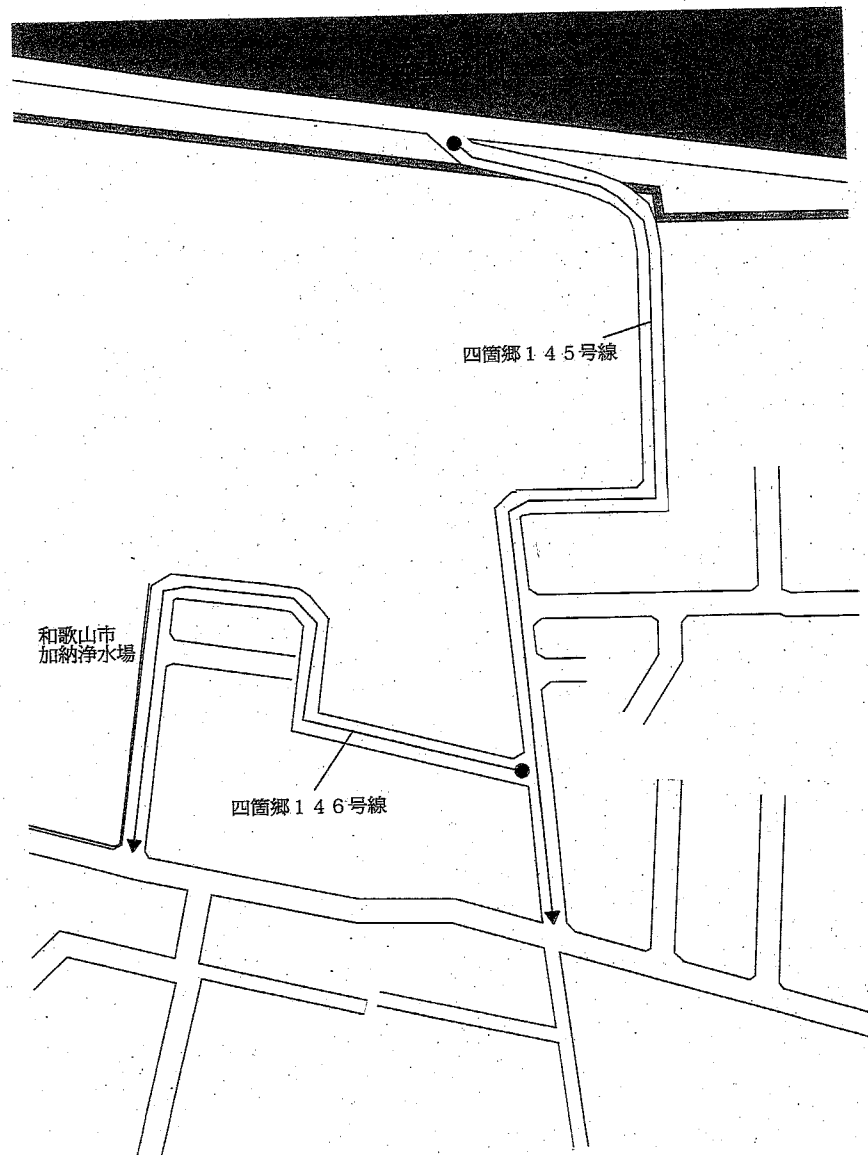
令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

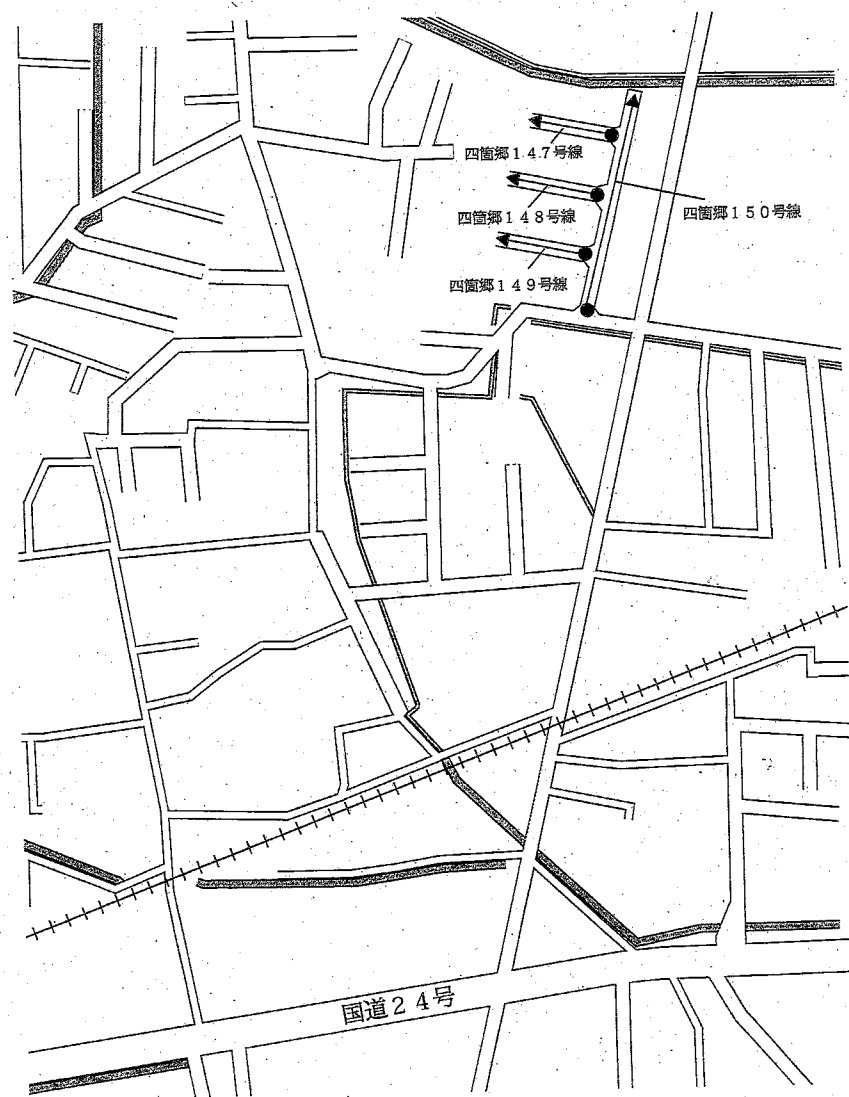
整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
13-145	四箇郷145号線	和歌山市松島 和歌山市松島		
13-146	四箇郷146号線	和歌山市松島 和歌山市松島		
13-147	四箇郷147号線	和歌山市有本 和歌山市有本		
13-148	四箇郷148号線	和歌山市有本 和歌山市有本		
13-149	四箇郷149号線	和歌山市有本 和歌山市有本		
13-150	四箇郷150号線	和歌山市有本 和歌山市有本		
19-119	三田119号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田		
19-120	三田120号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田		
19-121	三田121号線	和歌山市田尻 和歌山市田尻		
19-122	三田122号線	和歌山市田尻 和歌山市田尻		
22-298	藤戸台132号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-299	藤戸台133号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-300	藤戸台134号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-301	藤戸台135号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-302	藤戸台136号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-303	藤戸台137号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-304	藤戸台138号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-305	藤戸台139号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
25-159	岡崎159号線	和歌山市寺内 和歌山市森小手穂		

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
25-160	岡崎160号線	和歌山市寺内 和歌山市寺内		
25-161	岡崎161号線	和歌山市西 和歌山市西		
25-162	岡崎162号線	和歌山市神前 和歌山市神前		
32-71	直川71号線	和歌山市直川 和歌山市直川		
34-209	小倉209号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄		
34-210	小倉210号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄		
34-211	小倉211号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄		
34-212	小倉212号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄		
34-213	小倉213号線	和歌山市新庄 和歌山市新庄		
34-214	小倉214号線	和歌山市満屋 和歌山市満屋		
37-222	紀伊222号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西		

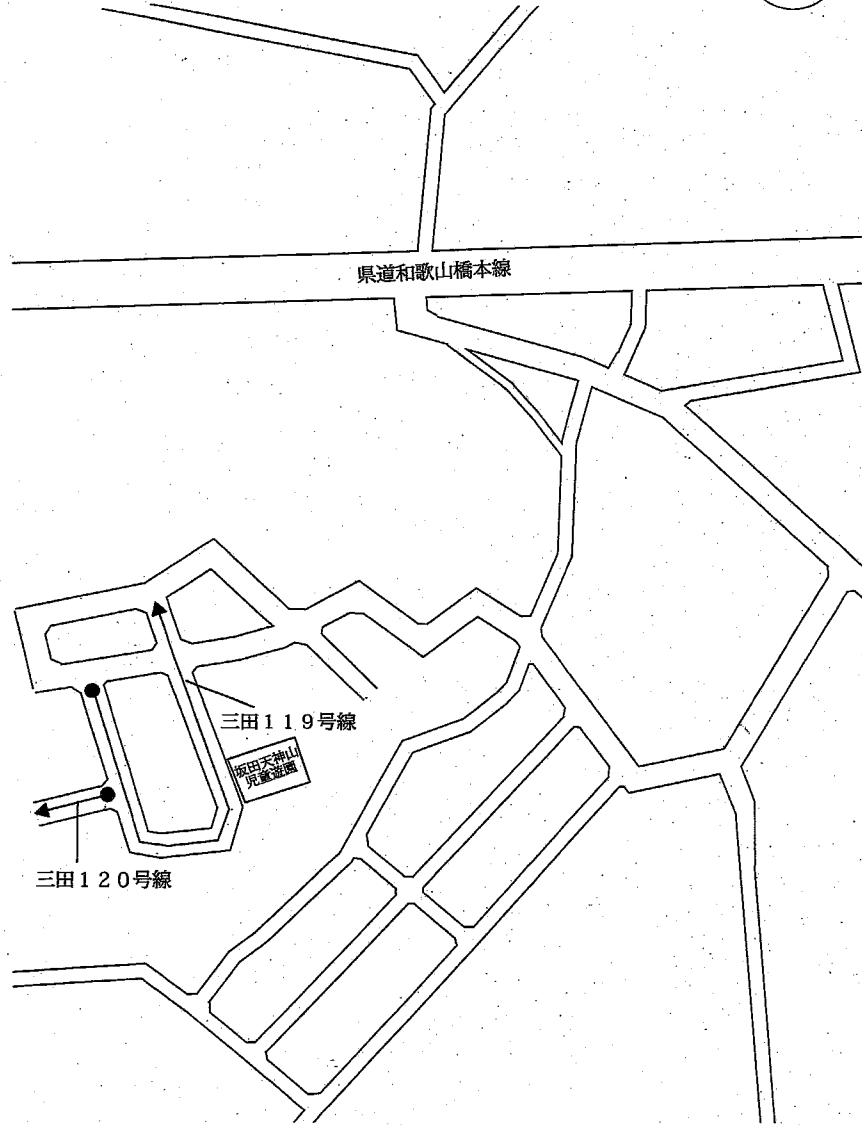
路線認定図



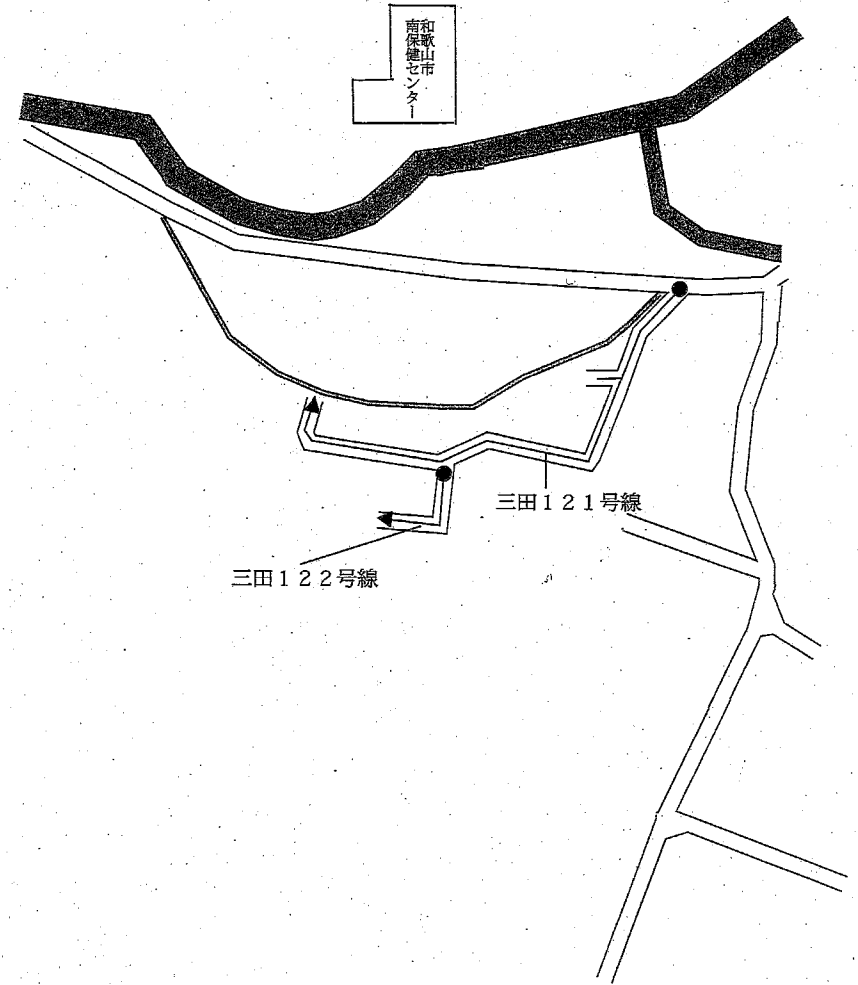
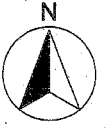
路線認定図



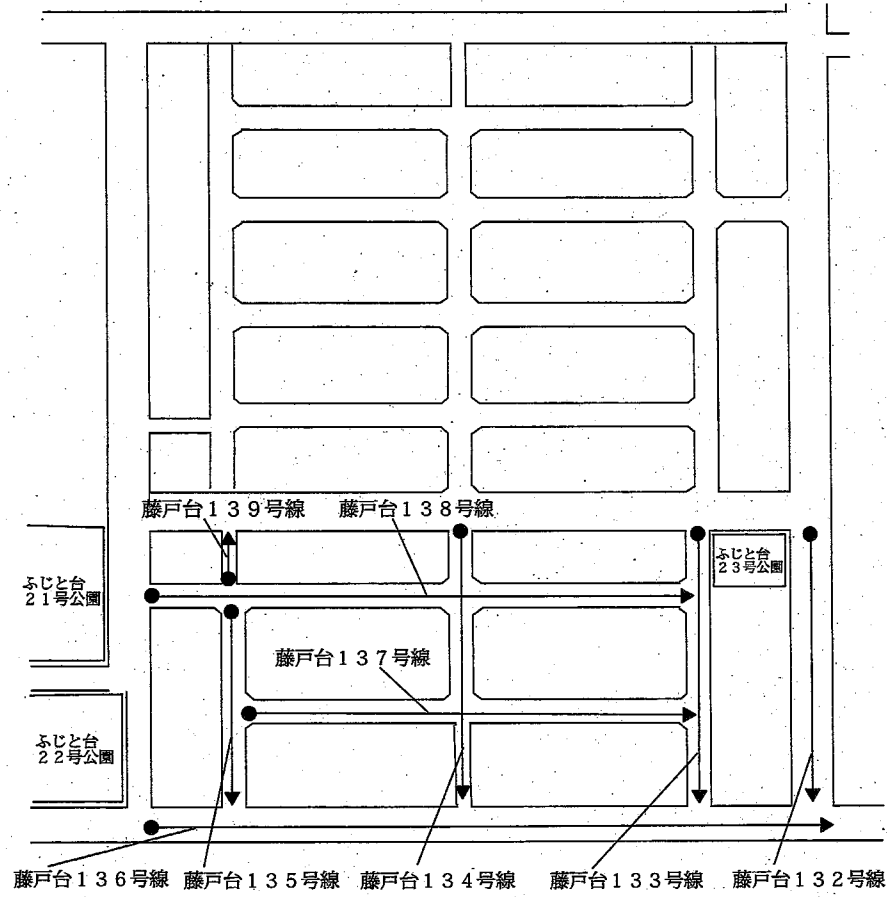
路線認定図



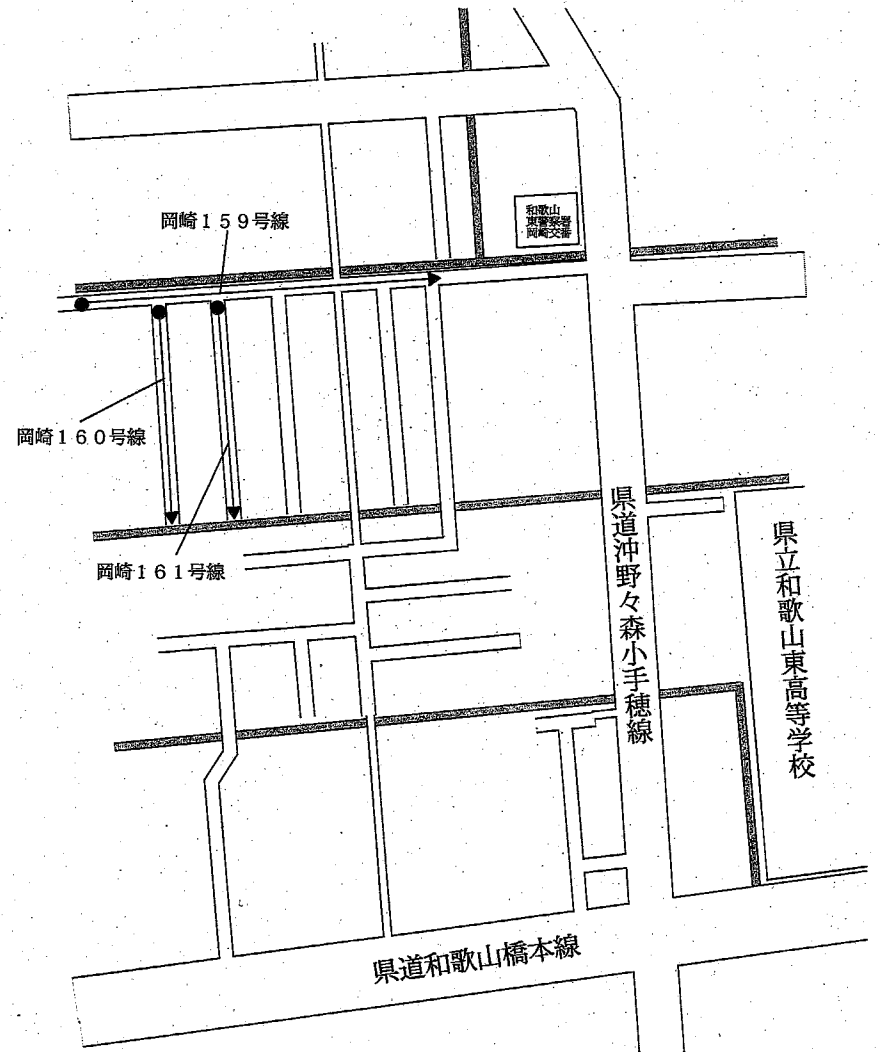
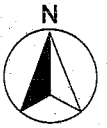
路線認定図



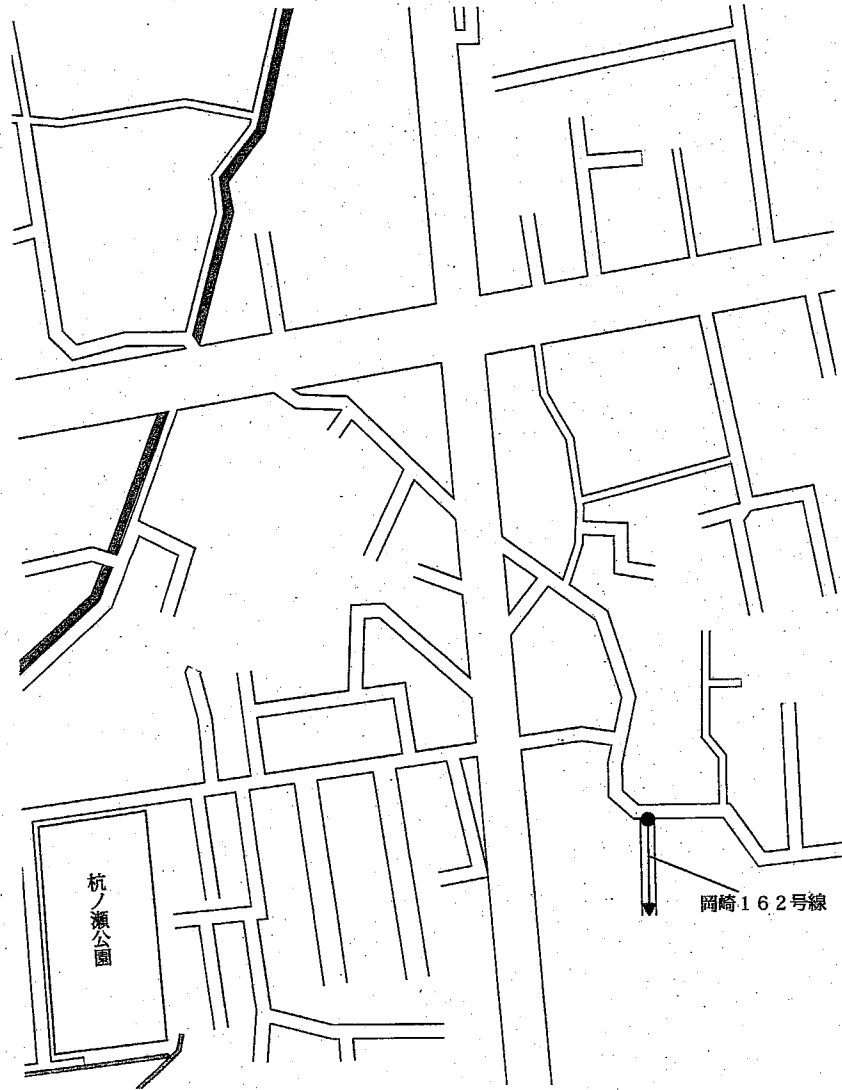
路線認定図



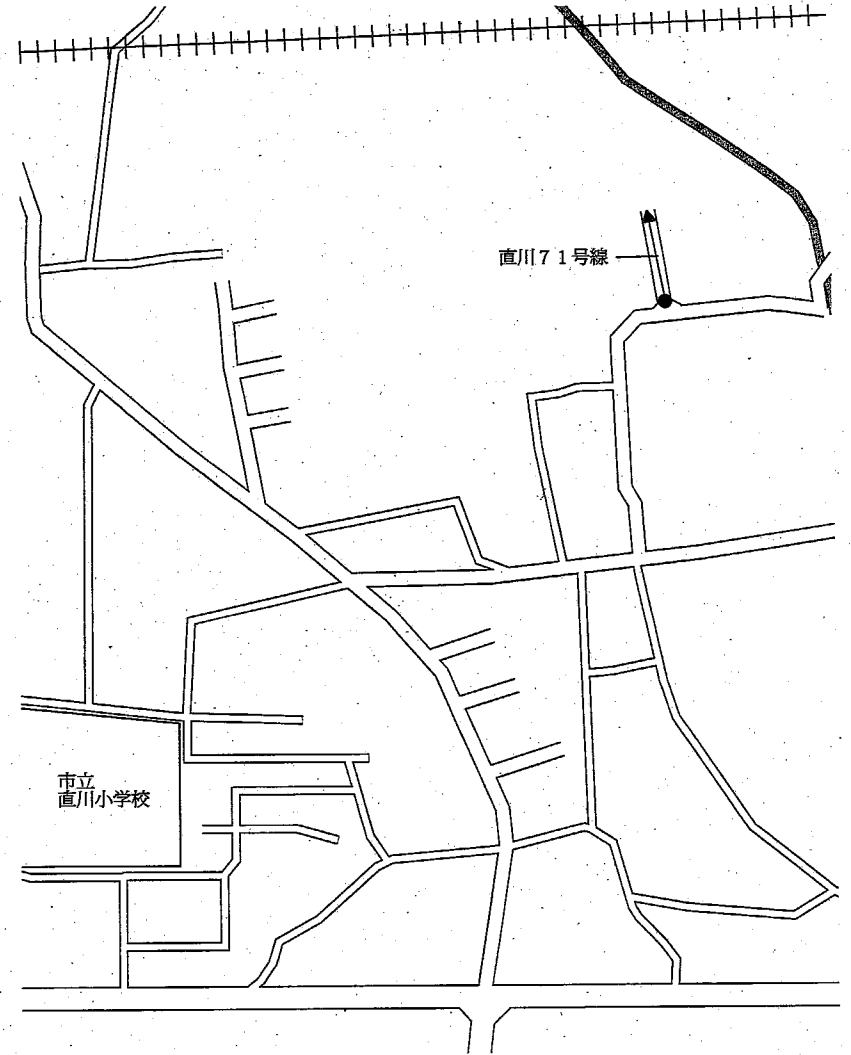
路線認定図



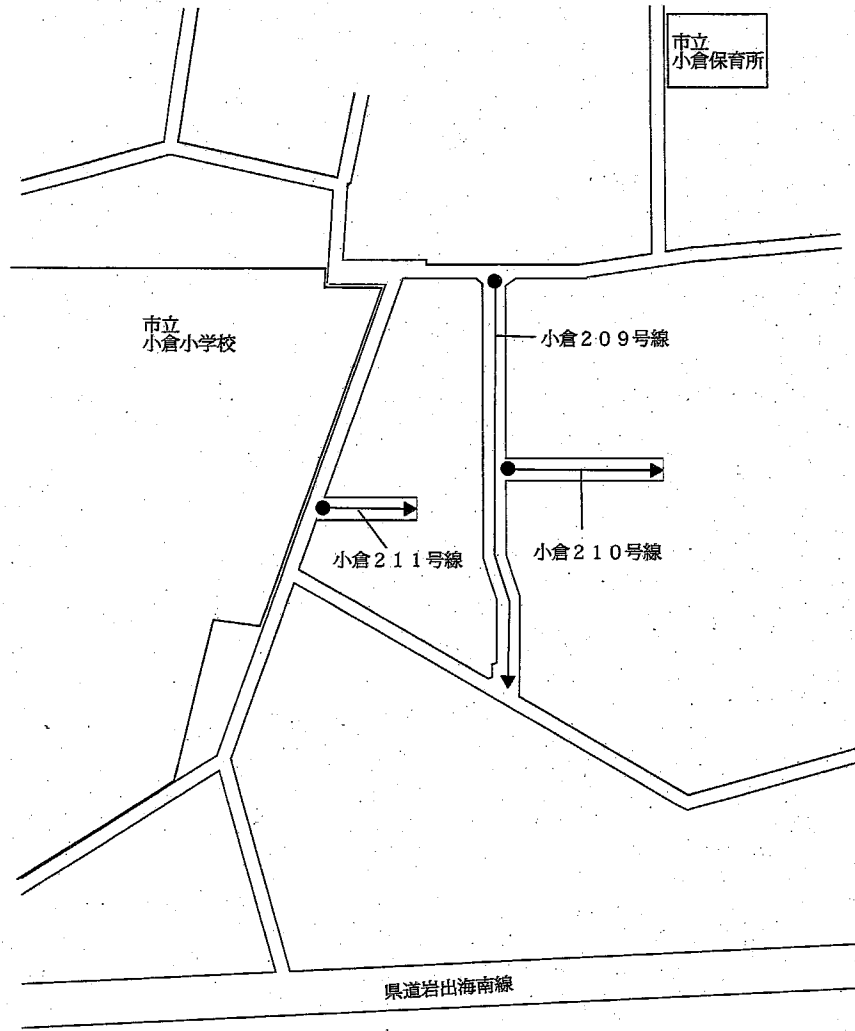
路線認定図



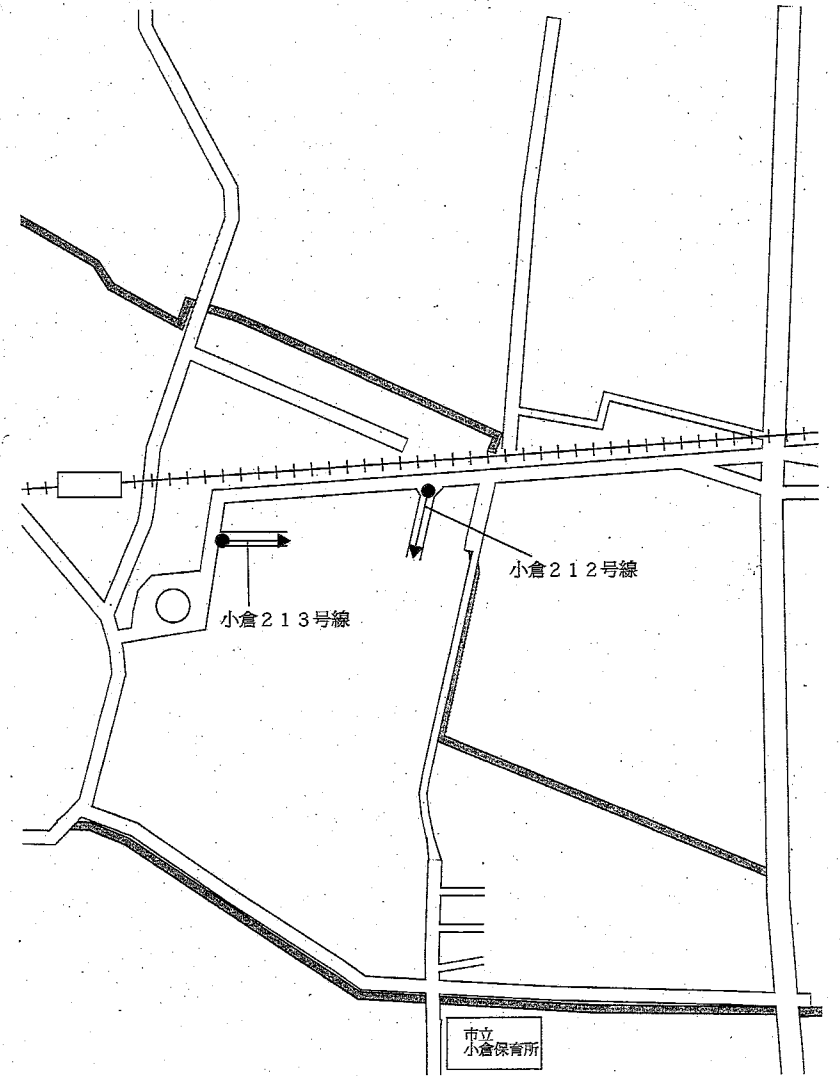
路線認定図



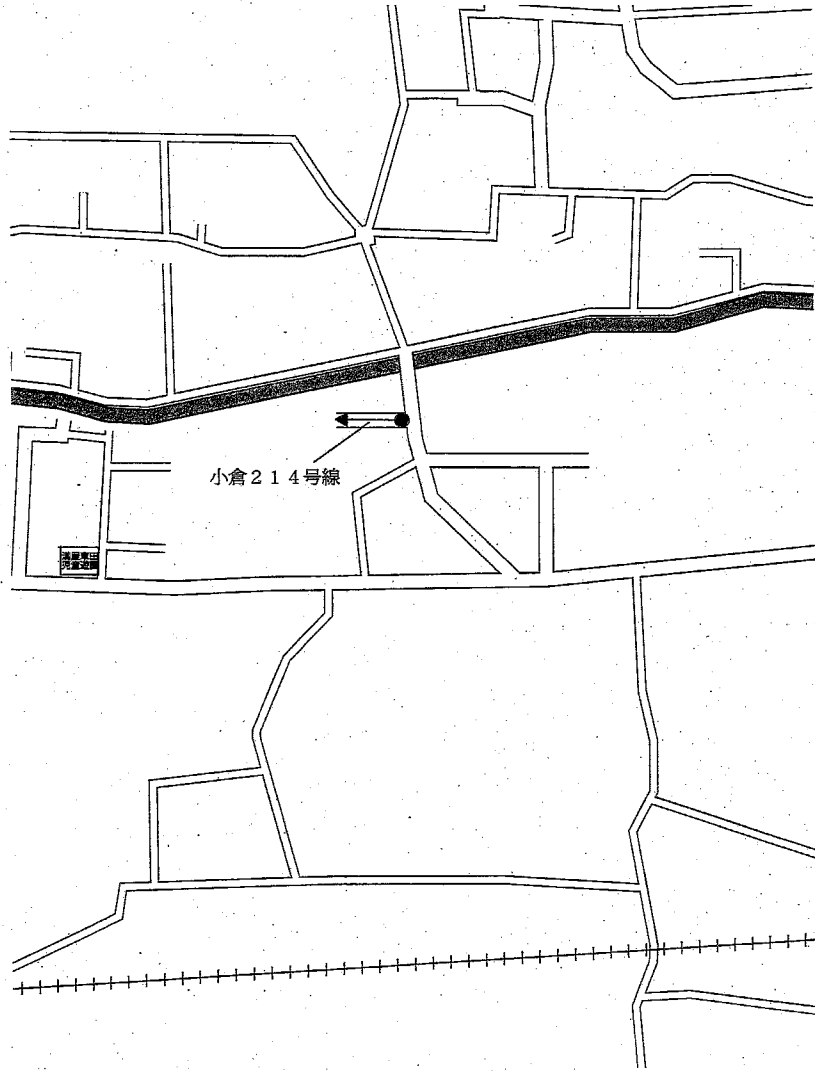
路線認定図



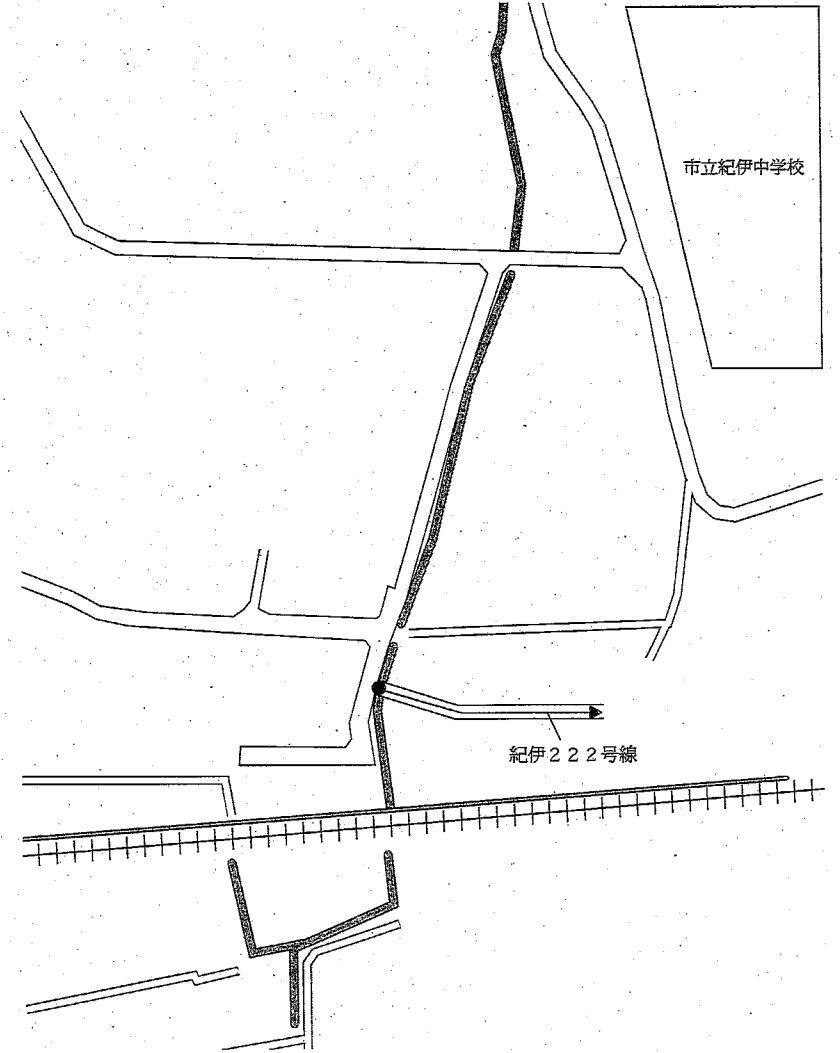
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第8号

市道路線変更について

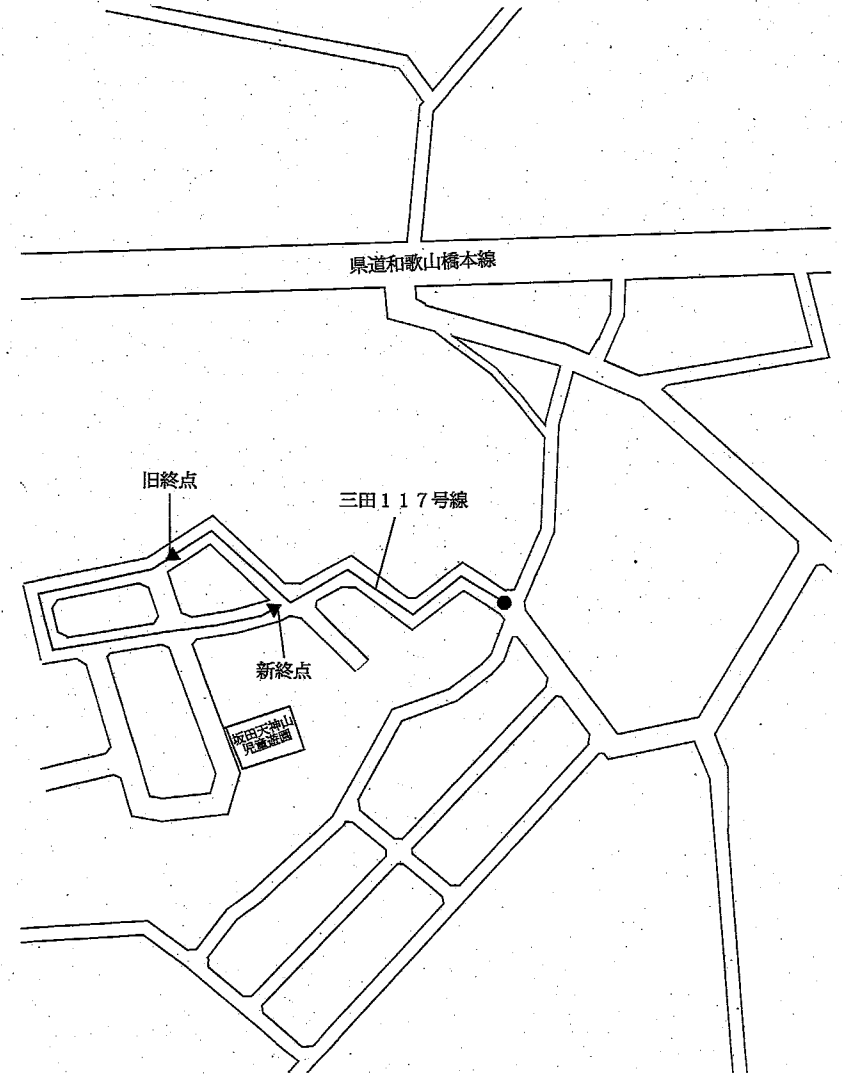
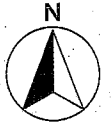
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和4年6月9日提出

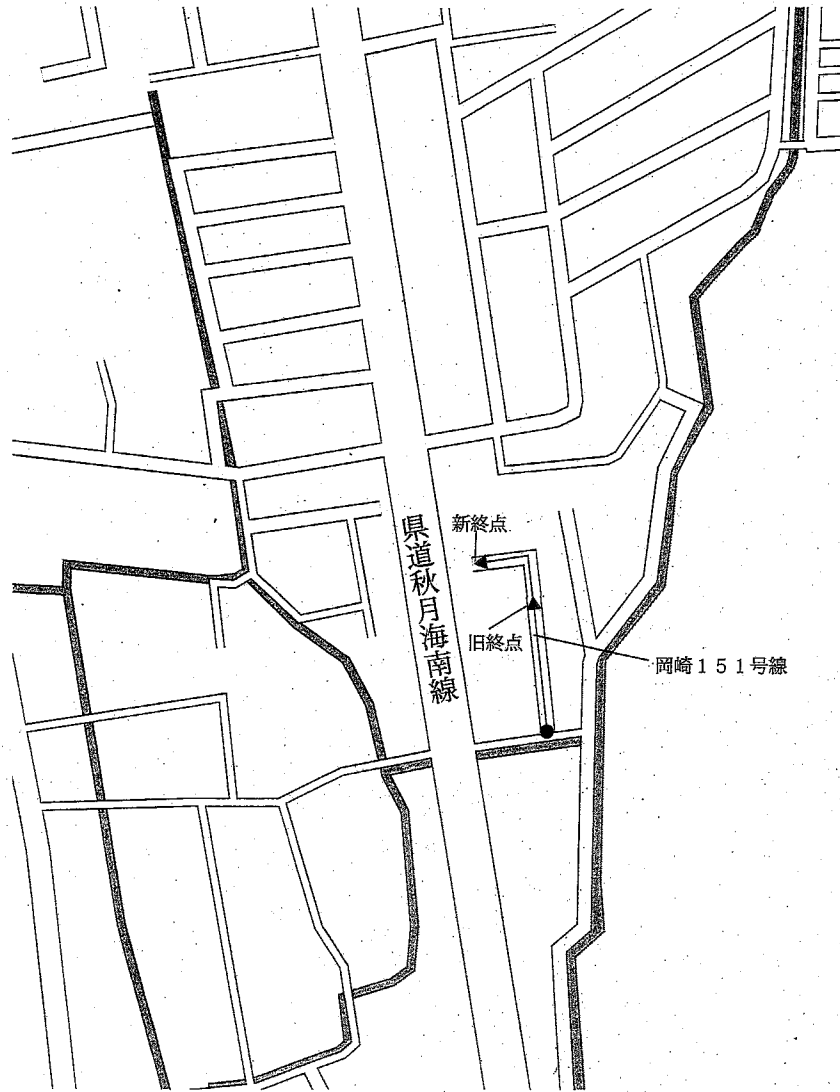
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終点	備考
19-117	旧	三田117号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
	新	三田117号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	終点の変更
25-151	旧	岡崎151号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
	新	岡崎151号線	和歌山市神前 和歌山市神前	終点の変更

路線変更図



路線変更図



議案第9号

旧慣による公有財産の使用廃止について

地方自治法第238条の6第1項の規定により、次の公有財産の使用に関する旧来の慣行を廃止する。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

所在地	地番	地目	地積 (㎡)	旧来の慣行を廃止する面積 (㎡)	摘要
和歌山市大谷字雨谷	873番1	ため池	3,520	3,520	雨谷池
	873番2	堤	1,381	1,381	

議案第10号

公有水面埋立ての免許出願に対する意見について

公有水面埋立法第3条第1項の規定により和歌山県知事から諮問（令和4年3月29日付け港空第02180003号）のあった公有水面埋立てについて、次のとおり意見を述べたいので、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 意見

漁港の機能を増進させるために必要である。

2 埋立出願の内容

(1) 出願人

所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

名称 和歌山県

代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

(2) 埋立ての位置及び面積

ア 位置

和歌山県和歌山市新和歌浦1759番地の地先公有水面

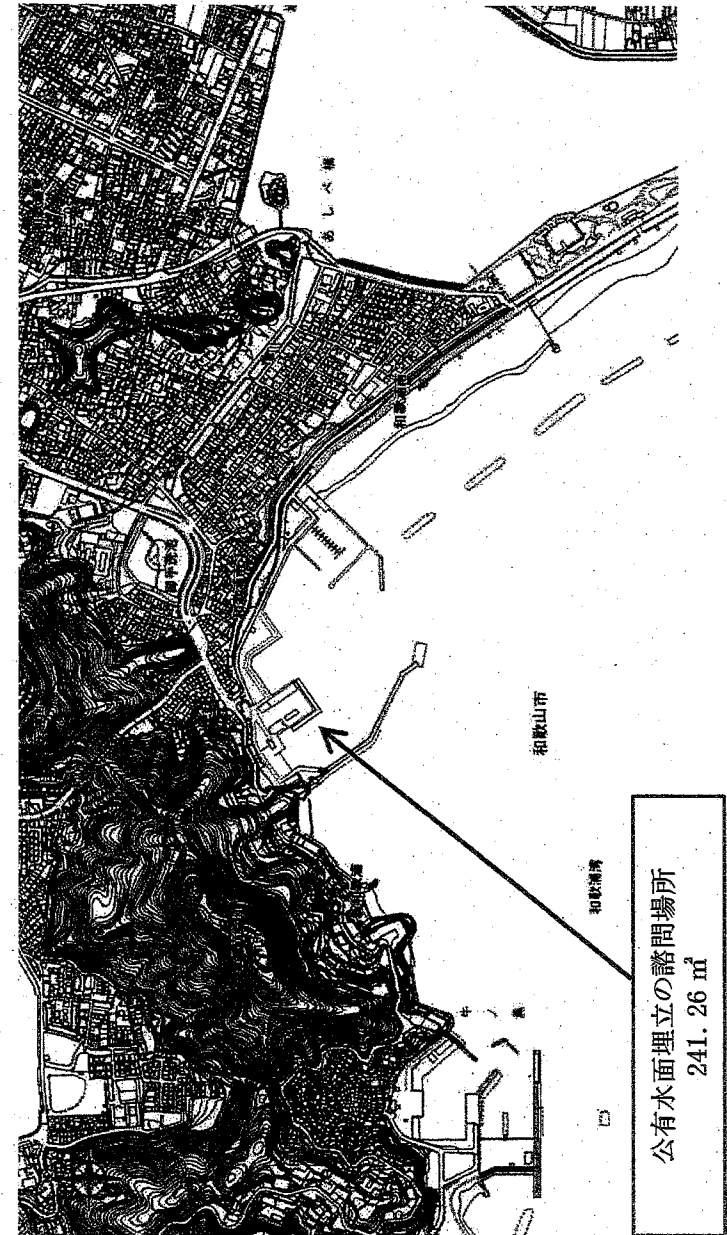
イ 面積

241.26㎡

(3) 埋立地の用途

漁港施設用地

公有水面埋立位置図



議案第11号

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第2号)

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,751,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,142,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		33,971,677	1,733,919	35,705,596
	2 国庫補助金	3,245,785	6,766	3,252,551
	3 国庫交付金	6,143,950	1,727,153	7,871,103
16 県支出金		11,278,553	2,750	11,281,303
	2 県補助金	2,380,752	2,750	2,383,502
21 諸収入		2,928,007	14,532	2,942,539
	7 雑入	1,106,227	14,532	1,120,759
歳入合計		146,391,159	1,751,201	148,142,360

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,941,921	60,877	12,002,798
	1 総務管理費	7,417,136	60,877	7,478,013
3 民生費		71,147,168	12,257	71,159,425
	1 社会福祉費	28,676,710	10,149	28,686,859
	5 年金保険費	3,725,401	2,108	3,727,509
4 衛生費		10,351,363	5,427	10,356,790
	1 保健衛生費	5,710,385	5,427	5,715,812
6 商工費		4,037,193	1,541,316	5,578,509
	1 商工費	3,063,916	1,491,316	4,555,232
	2 観光費	973,277	50,000	1,023,277
7 土木費		9,183,343	35,995	9,219,338
	4 都市計画費	717,920	35,995	753,915
8 消防費		4,642,952	3,847	4,646,799
	1 消防費	4,642,952	3,847	4,646,799
9 教育費		8,593,111	91,482	8,684,593
	2 小学校費	2,030,977	65,790	2,096,767
	3 中学校費	742,307	5,660	747,967
	5 幼稚園費	483,960	5,500	489,460
	7 保健体育費	534,401	14,532	548,933
歳出合計		146,391,159	1,751,201	148,142,360

議案第12号

令和4年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,732,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,163,935	2,031	7,165,966
	1 国民健康保険料	7,163,935	2,031	7,165,966
4 繰入金		3,672,218	2,108	3,674,326
	1 一般会計繰入金	3,672,218	2,108	3,674,326
歳入合計		40,728,713	4,139	40,732,852

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		29,392,460	4,139	29,396,599
	6 傷病手当諸費	1,900	4,139	6,039
歳出合計		40,728,713	4,139	40,732,852

議案第13号

和歌山市事業再構築支援基金条例の制定について

和歌山市事業再構築支援基金条例を次のように定める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市事業再構築支援基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者が実施する新分野展開、業態転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等の事業再構築の支援に要する経費の財源に充てるため、和歌山市事業再構築支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、本市に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、246,000,000円以下とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

議案第14号

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第3号)

令和4年度和歌山市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,442,460千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第3号)

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		1,201,253	300,000	1,501,253
	1 寄附金	1,201,253	300,000	1,501,253
19 繰入金		2,300,189	100	2,300,289
	1 基金繰入金	2,155,821	100	2,155,921
歳入合計		148,142,360	300,100	148,442,460

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		10,356,790	300,100	10,656,890
	3 環境保全費	171,523	300,100	471,623
歳出合計		148,142,360	300,100	148,442,460

議案第15号

和歌山市地球温暖化対策基金条例の制定について
和歌山市地球温暖化対策基金条例を次のように定める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市地球温暖化対策基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第15項の規定による認定を受けた和歌山市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(同法第13条の2の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。)のうち、地球温暖化対策事業に要する経費の財源に充てるため、和歌山市地球温暖化対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中央卸売市場旧水産卸売場棟外解体撤去及び屋外付帯工事
工 事 場 所	和歌山市西浜1660番401
請 負 代 金 額	433,944,878円
契 約 の 相 手 方	和歌山市湊556番地の2 株式会社新家工務店 代表取締役 新家弘通
契 約 方 法	一 般 競 争 入 札

議案第17号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	中之島横断歩道橋上下部工事
工 事 場 所	和歌山市中之島地内
請 負 代 金 額	177,659,900円
契 約 の 相 手 方	和歌山県和歌山市有本111番地 株式会社板橋製作所 代表取締役 紀谷就央
契 約 方 法	一 般 競 争 入 札

議案第18号

物品購入契約について

災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 契約の目的
物品の名称 災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型
数 量 1台
納入場所 和歌山市八番丁12番地
和歌山市消防局
- 2 契約の相手方 和歌山市蔵小路16番地
有限会社和歌山防火協会
代表取締役 山 本 幹 哉
- 3 契約金額 49,588,000円
- 4 契約方法 一般競争入札

議案第19号

物品購入契約について

災害対応特殊救急自動車の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 契約の目的
物品の名称 災害対応特殊救急自動車
数 量 3台
納入場所 和歌山市八番丁12番地
和歌山市消防局
- 2 契約の相手方 和歌山市美園町二丁目65番地
和歌山トヨタ自動車株式会社
代表取締役 弘 田 宗 博
- 3 契約金額 59,400,000円
- 4 契約方法 一般競争入札